

要 望 書

全国市議会議長会は、平成 29 年度産業経済施策について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成 28 年 11 月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 岡 下 勝 彦
(高松市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委員長 塩 尻 伸 司
(旭川市議会議長)

目 次

1	地方創生の推進	1
2	地域経済対策の推進	3
3	環太平洋パートナーシップ(T P P)協定	5
4	農業振興対策	8
5	林業振興対策	13
6	水産業振興対策	16
7	農林水産業共通対策	18
8	食の安全及び消費者の信頼確保対策	22
9	中小企業振興対策等	24
10	資源・エネルギー対策	26

1 地方創生の推進

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことが極めて重要である。

地方創生が「戦略策定」から「事業推進」の段階へと移行するなかで、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところである。

地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、地方創生の大きな流れを緩めてはならない。

よって、国においては、地方創生の更なる推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保

地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう1兆円を上回る額を安定的に確保すること。

2 地方創生推進交付金等の弾力的な運用

「地方創生推進交付金」については、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合、地方団体ごとの交付金額の上限設定や対象経費などの制約を大胆に排除する等、より使い勝手のよいものとする。地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

また、平成 28 年度の第二次補正予算に盛り込まれた「地方創生拠点整備交付金」については、事業の早期着手や複数年にわたる事業実施を可能とするなど地方の要望等を十分踏まえたものとする。

3 地方分権改革の一層の促進等

地方が、自主的・主体的に地方創生に取り組めるよう提案募集方式による地方からの提案の実現をはじめ地方分権改革を一層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じてその役割を適切に発揮できるよう議会の権能強化に努めること。

2 地域経済対策の推進

我が国の景気は、企業収益が好調であり、全国の有効求人倍率も、かつてない高水準を維持するなど回復基調が続いているものの、景気の先行きに対する不透明感も見られ、個人消費は未だ回復に至っていないなど、その成果が十分に浸透していない地域も見受けられる。アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行きわたらせ名目GDP600兆円を達成するためには、国・地方が一体となって、強力な地域経済対策を引き続き講じていく必要がある。

よって、国においては、こうした現下の状況を十分に踏まえ、地域経済対策のより一層の推進を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国と地方が一体となった地域経済対策の推進

アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行きわたらせ地域経済の好循環を確立し、国と地方が一体となって、強力な地域経済対策を講じること。

2 大胆な産業政策の推進

国全体の活力が強化される大胆な産業政策を講じて、国が担うべき地域間格差の是正や多様性と活力に満ち溢れた地域の創出に取り組むこと。また、地方における重要な産業である農林水産業を成長産業へ発展させるよう、国として積極的な施策を講じること。

3 地方拠点強化税制の幅広い検討

東京一極集中の是正に向け、「地方拠点強化税制」について、オフィス減税における平成 29 年度に引き下げられる税額控除率の現行水準への引上げ、雇用促進税制における質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の拡充、支援対象地域の拡充の検討及び仮に拡充する場合、現行の支援対象地域と支援内容に差を設けることの検討など、制度の更なる拡充を含め、地方への人の流れをつくるための税財政制度について幅広く検討すること。

3 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定

TPP協定については、昨年10月5日の大筋合意を経て、平成28年2月4日に署名が行われた。

TPP協定においては、牛肉や豚肉の関税が段階的ながら大幅に削減され、米について新たな特別輸入枠が創設されるなど、特に農林水産業への多大な影響が危惧されている。

農林水産業をはじめとする地域を支える各産業の持続的発展は、地域社会の活性化はもとより、地方創生の推進にとっても必要不可欠なものであるが、TPP協定は、国民生活やこれら各産業などの幅広い分野に対し、大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

よって、国においては、TPP協定が地方経済・社会に与える影響を十分に考慮するとともに、地方の声を真摯に受け止め、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国民に対する詳細かつ速やかな情報提供について

引き続き国民の不安解消に向けて丁寧な取組を行うとともに、地方の意見を十分聴きながら、地域の実情に十分

配慮した必要な対策を早急に講じること。

2 各産業の持続的な発展に関する施策について

農林水産業をはじめとする地域を支える各産業に対し、将来にわたり持続的な発展が図られるよう、生産条件が不利な中山間地域等における実情と特性を十分に考慮するなど、それぞれの地域の特性に応じた具体的かつ万全な施策を講じること。

なお、施策を講じるにあたっては、産業政策と農山漁村の振興等地域政策とのバランスに十分留意すること。

3 総合的な T P P 関連政策大綱に基づく農林水産業の成長産業化の推進について

総合的な T P P 関連政策大綱に記載されている国際的競争力の強化、経営力強化や収益拡大に向け、生産現場の意見を取り入れた総合的な国内対策などを早急に具体化するとともに、十分な予算を確保し、農林水産業の成長産業化を着実に進めること。

4 T P P 協定に対応した新たな仕組みの構築について

新たな国別輸入枠に対応した備蓄米の買い上げ制度の

構築をはじめ、米の需給バランスが確実に確保される仕組みを構築すること。

4 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあり、食料自給率は先進国中最低の水準に置かれている。

こうした中、農業地域の振興などにより農業の持続的な発展を図り、我が国の農業を再生することで、食料供給機能を向上させることが急務である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 農業農村整備事業関連予算の安定的確保について

昭和40年代より整備された用排水路等は現在、老朽化が著しく、大規模な施設改修が必要となっており、また、小規模区画の地域を大規模区画に整備することで、担い手への農地集積を推進し、経営の安定化を図ることが必要となってきたことから、将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的で安定的に確保すること。

2 経営所得安定対策について

経営所得安定対策については、農業者の経営安定を図るとともに、農業再生の基盤である集落営農の中心となる人材を育成し、持続的な「担い手づくり」に資するものとし、併せて必要財源を確保すること。また、担い手への農地集積の促進と生産基盤の効率的な整備の推進を図ること。

このほか、農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。

3 農村地域防災減災事業の推進について

農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

4 農業の持続的な発展に関する施策について

(1) 国産農産物が安全・安心であることのPRや、地域社会の活性化、水源のかん養、国土の保全など、農業が持つ多面的機能と重要性を広く国民に周知する活動を強化すること。

また、多くの集落で老朽化した施設の早急な機能回復が望まれている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金における長寿命化取

組予算を十分に確保すること。

(2) 新規就業者の育成を強力に推進するとともに、新規学卒者やUターン就農者等、多様な就農者の育成・確保のため、研修制度や経営資金貸付制度など支援措置を充実させること。

また、農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。

(3) 農業等の経営安定と集落振興に有効な中山間地域等直接支払制度を継続させるなど必要な対策を講じ、生産条件が不利な農山村の振興・活性化を図ること。

(4) 過疎地域や中山間地域等を含め、全国的に増加している耕作放棄地の解消や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進するなど、耕作放棄地再生利用対策等の拡充強化を図ること。

また、農地中間管理機構が業務の一部を市町村へ委託する場合には、必要な財政措置を講じること。

(5) 高止まりの状況が続く肥料価格に対し、価格と供給の安定対策を一層強化すること。

5 食料自給率向上及び国産農産物の消費拡大について

(1) 水田を活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大

支援策など、食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。

(2) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。

(3) 学校、病院や高齢者施設などの公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。

6 畜産振興策の強化について

(1) 高止まりの状況が続く配合飼料価格に対し、配合飼料価格安定制度の安定運用や飼料穀物備蓄対策事業の運用の弾力化など、配合飼料価格高騰対策の拡充強化を図ること。また、国内飼料を増産し飼料自給率を向上させるため、飼料増産総合対策事業等の拡充強化を図ること。

(2) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策などの充実強化を図ること。

(3) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化す

るとともに、被害を受けた農家等に対する経営支援策などを充実すること。

5 林業振興対策

我が国林業は、木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少や高齢化の進行による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

森林は、国土の保全、水資源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業発展のための施策について

- (1) 新たな「森林・林業基本計画」に掲げる施策の具体化を図るために必要な平成 29 年度予算の確保を図ること。
- (2) 森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給体制等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。

(3) 新たな林業技術労働者(「フォレスター」「森林施業プランナー」「現場技術者・技能者」)の育成・確保、林業事業体等の育成整備など担い手対策を拡充するとともに、路網整備等経営基盤の整備、森林施業の集約化や一層の機械化の導入など、効率的施業の推進を図ること。

(4) 急峻地や山奥部のため、施行放棄されている私有林地域に対する森林整備制度を充実すること。

2 地球温暖化防止対策等について

(1) 国土の7割を占める森林を二酸化炭素吸収源として第一に位置づけること。また、二酸化炭素吸収源の算定基準である「整備された森林」を拡大するため、地方自治体に対する支援策の充実強化を図ること。

(2) 温室効果ガスの大幅削減に向けて、地方自治体が行う地域における再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組への支援を拡充・強化するとともに、官民共同による施策の推進、並びに地球温暖化対策の実効性を高めるため、複数の地方自治体が共通の目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に対して、必要な支援を行うこと。

3 水源林の保全について

水源林地域の土地取得及び開発行為の実態を正確に把握し、森林の適切な管理及び水資源の保全を図ること。

6 水産業振興対策

我が国は広大な排他的経済水域を有し、水産資源の多様さは世界でも有数である。しかしながら、資源環境は世界的な水産物需要の増加により悪化するとともに、漁業収益は安価な輸入水産物の過剰な流入などにより低迷している。

我が国の重要な資源である水産物を安定的かつ持続的に確保するためには、「水産日本の復活」を掲げた水産業の健全な発展を図ることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 漁業者に対する経営支援策等の強化について

水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。

2 水産資源の維持等のための施策について

(1)適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業経営安定対策等の拡充強化を図ること。

(2)沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

3 養殖用配合飼料高騰対策について

高止まりの状況が続く養殖用配合飼料価格に対し、漁業経営セーフティネット構築事業等の拡充強化を図ること。

4 担い手の確保・育成について

水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の確保・育成対策を推進すること。

7 農林水産業共通対策

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、労働力の高齢化、構造改革の立ち後れなどにより生産活動が低下し、耕作放棄地や森林及び漁場の荒廃等が進行している。

農林水産業の振興は、食料自給体制の維持・向上に不可欠であるとともに、地域活性化の要でもあることから、その持続的な経営維持・発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じることが必要である。

農林水産物の自給体制の整備は国の重要責務であることから、国においては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の持続的な経営維持・発展対策について

- (1) 農林水産業について、持続的な経営維持・発展のために万全の対策を講じるとともに、地域の実情に即した施策の確立と十分な財源の確保を行うこと。

(2) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

2 野生生物による農林水産物被害の防止について

(1) 有害鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。

特に、広域的に関係機関・市町村が連携し、被害を防止するシステムの構築を支援するとともに、専門的知識を持った人材の育成強化を図ること。

(2) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の継続と拡充、捕獲狩猟技術を持った狩猟者育成制度の創設、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化・推進すること。

(3) 野生鳥獣の生息数及び生息分布域を正確に把握できる調査方法を確立した上、国において実施すること。

また、個体数管理、生息環境管理及び被害防止対策を一

層推進し、安全かつ効率・効果的な対策を講じること。

特にサルについては大集団による群れで行動し、被害を受ける集落が特定できることから、集中的な被害防止対策と合わせて、群れを一斉捕獲して個体数調整を行うこと。

(4) 大量発生した場合、水産業に甚大な被害を及ぼす大型クラゲについて、発生の原因解明や抑制・駆除・処理に関する技術を早期に確立すること。

3 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東日本大震災の発生から5年以上が経過したものの、各国・地域政府においては、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う水産物や農産品等の輸入規制が強化されており、食品の輸入停止や放射性物質検査証明書等の添付義務などによる規制措置が、今もなお取られているため、原発事故に起因する風評被害を防ぐとともに、被災地産品の海外輸出促進に向け、我が国産品の安全確保に対する措置の情報を各国・地域の政府、報道機関、国民へ迅速かつ正確に提供するなど、輸入規制の緩和・撤廃に向けた取組を一層、充実強化すること。

4 燃油価格高騰対策について

農林水産業の経営安定と諸施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策をより一層強化すること。

5 農林水産物の価格の適正化について

農林水産物の適正な市場価格の形成や生産コストを削減する総合的な対策を強化するとともに、生産コストが販売価格へ適正に反映されるよう、流通・販売に対する監視機能を強化すること。

6 諸外国との貿易交渉について

経済連携協定（E P A）、自由貿易協定（F T A）、世界貿易機関（W T O）等諸外国との貿易交渉においては、農林水産業の安定・発展に資するよう努めること。

8 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼回復を図るための取組がより一層求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、生産履歴管理（トレーサビリティシステム）、農業生産工程管理（GAP）、危害分析・重要管理点（HACCP）などの普及促進により、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

2 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の強化・充実を図るとともに、消費者・販売者等への情

報提供を迅速かつ適切に行うこと。

3 消費者安心・安全確保対策の推進について

(1) 地方における消費者行政の充実・強化に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。

(2) 消費者被害防止対策、消費者被害回復のための取組、及び生命・身体・財産の安心・安全確保のための施策に対する所要額を確保することにより、消費者安心・安全確保対策を強力に推進すること。

9 中小企業振興対策等

中小企業の景況は、熊本地震の影響や世界的な社会・経済情勢の変化等により、先行きの不安な状況が続いている。

地域に密着した中小企業の業況の改善は、地元経済・雇用のために非常に重要であり、地域の自立・発展に不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援について

(1)金融セーフティネットの拡充強化を図るとともに、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう一層の対策を講じること。特に、為替変動などの影響を被っている中小企業に対する効果的な施策を早急に講じること。

(2)環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、積極的な投資資金の提供を始めとする経営支援強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。

2 地域資源の活用促進について

(1) 農林水産業と中小企業が地域資源を活用して新たな地場産物を創造する「中小企業地域資源活用プログラム」及び「農商工連携」等は、地域おこしの観点からも有効な施策であることから、その一層の拡充を図ること。

(2) 地域団体商標登録制度（地域ブランド）の活用促進を図ること。

3 地域商業の振興について

活力ある地域コミュニティを担う地域商業振興のため、中小商業活力向上事業や商店街振興組合の活動支援事業などの拡充強化を図ること。

4 下請け中小企業の保護について

親事業者が下請け中小企業に一方的に価格のしわ寄せをすることがないように、適切な措置を講じること。

10 資源・エネルギー対策

我が国のエネルギー政策については、東日本大震災に伴って発生した深刻な原子力災害を踏まえたうえで、国民の安全・安心や環境の保全、我が国経済の持続的発展を前提とした、安定的な供給を第一に考える必要がある。

エネルギー資源に乏しい一方で、資源消費大国である我が国において、多様化・多層化するエネルギー供給上のリスクに対応していくためには、エネルギーの高度利用等エネルギー利用効率の向上、エネルギー源の多様化・分散化・エネルギー供給余力の保持など、世界最先端のエネルギー需給構造を確立することが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 原子力発電所の安全・防災対策について

(1)原子力災害対策指針に基づく各地方自治体の地域防災計画が、実効性のあるものとなるよう、今後の検討課題も含め、きめ細かく対応・支援すること。

- (2) すべての原子力発電所敷地内及び周辺に存在するであろう活断層等や地震発生時の津波被害の想定等について、詳細な調査・研究を行った上で、その結果について速やかに情報を公開するとともに、万全な安全・防災対策を講じること。
- (3) 原発の立地及び周辺地域における住民の広域避難対策として、道路や施設、防災資機材等を早急に整備すること。
- (4) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者並びに研究者の養成確保に努めること。また、放射性廃棄物の環境負荷低減の研究開発を着実に進めること。
- (5) 原子力発電所については、福島原発事故の原因を解明し、速やかにその原因を踏まえた万全の安全対策を講じること。
- (6) 国民の原子力に対する不安の解消を図るため、原子力発電所立地県に近接する都道府県・市町村のみならず全国民に対し、事業者は迅速かつ的確な情報を開示するとともに、情報公開体制の確立を図ること。また、意見や要望を聴取する場の設定に、国が指導性を発揮すること。
- (7) 府県を越えた広域避難等計画作成の協議にあたっては、国の責任において、その任を務めること。

2 再生可能エネルギー対策について

- (1) 太陽光や風力、バイオマス、地熱発電等の総合的な再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。また、発電施設の設置・建設について規制の緩和を講じるとともに必要な支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。
- (2) 農山漁村に賦存する水や風、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した発電は、地元での使用はもとより、販売による収益を地域発展に活用する事も可能であることから、「農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業」などによる支援策の拡充強化を図ること。
- (3) 公共施設等における再生可能エネルギー発電施設の導入を促進する事業の充実強化を図ること。
- (4) 再生可能エネルギー発電施設建設に関し、住民への事前の事業説明や環境調査の実施について事業者には義務づけることを含め、地元住民の合意形成を担保するほか、無秩序な開発等については罰則規定を盛り込むなど一定の規制をかけるための法整備を早急に図ること。

3 エネルギー源の多様化・高度利用について

炭層ガス及び地下ガス化等の石炭利用並びに木質バイ

オマース技術の実用化を図ること。

4 電力供給の確保について

- (1) 積極的な節電に取り組む事業所に対し、税制上の優遇措置等の支援を行うこと。また、事業所等の自家発電設備導入に当たって十分な支援を行うこと。
- (2) 資金などの問題で十分な省エネルギー対策が困難な中小企業に対する省エネルギー機器購入時の補助拡大等、きめ細かな対策を強化すること。
- (3) 長期的視野に立ったエネルギー施策として、全国的な電気周波数の統一を図ること。

5 レアメタル（希少金属）等の確保対策について

半導体や発光ダイオードなどの生産に必要不可欠な、レアメタル（希少金属）等の安定供給を確保するため、資源開発調査及びリサイクルの推進並びに代替材料の開発等を促進すること。

6 採石法の充実強化について

採石業者の登録、岩石の採取計画の認可等を規定する採石法について、採石業者に環境や自然生態系の保全に向け

て更に厳密な採取計画の提出を義務づけるとともに、同法に違反した場合の罰則規定を新たに加えるなど、所要の改正を行うこと。